

ひろしま好きじゃけんコンソーシアム規約

令和3年10月22日制定

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、ひろしま好きじゃけんコンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、広島大学を中心に、地域の大学が保有する人材育成、研究開発及び新産業創出等に係る様々な知見を統合した次世代型産学官金連携支援体制を構築し、デジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)により迅速かつ効果的に運用することで、広島地域を中心とした新たなビジネスモデルや付加価値の創出を図り、地域経済の活性化に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) DXを活用した企業ニーズと大学研究成果とのマッチング等による企業等課題の解決
- (2) 企業、教育・研究機関、自治体等との協働による人材育成及び人材交流の促進
- (3) 大学発ベンチャーの創出及び支援
- (4) 産学官金連携に関する情報発信
- (5) その他本コンソーシアムの目的の達成に必要な事業

(会員)

第4条 本コンソーシアムの会員は、企業、団体、自治体、大学又は個人及び有識者等(以下「会員」という。)とする。

2 本コンソーシアムの会員の種別及びその資格要件は、次のとおりとする。

(1) ゴールド会員

本コンソーシアムの目的及び事業内容に賛同し、月額会費5口以上を納める会員

(2) シルバー会員

本コンソーシアムの目的及び事業内容に賛同し、月額会費3口以上を納める会員

(3) ブロンズ会員

本コンソーシアムの目的及び事業内容に賛同し、月額会費1口以上を納める会員

(4) 特別連携会員

本コンソーシアムの事業活動に特別に寄与すると第10条に規定する運営会議が認めた会員。

なお、特別会員の会費は、無料とする。

(代表機関)

第5条 本コンソーシアムの代表機関は、広島大学とする。

(入会)

第6条 本コンソーシアムへの入会を希望する者は、別に定める入会申込書を代表機関に提出するものとする。

(会費)

第7条 会費は、一口月額1万円とする。

2 既納の会費は、退会、その他の理由によって返還しない。

(退会)

第8条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、別に定める退会申出書を代表機関に提出するものとする。

(役員)

第9条 本コンソーシアムに、次の役員を置く。

(1) 会長1人

(2) 副会長3人

(3) 監事2人

2 会長は、代表機関における代表者である広島大学長をもって充てる。

3 副会長は、会員のうちから会長が委嘱する。

4 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

5 会長は、本コンソーシアムを代表し、その業務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

7 監事は、本コンソーシアムの財務及び事業運営を監査する。

8 副会長及び監事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

9 副会長若しくは監事が辞任を申し出たとき、又は欠員となった時の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第10条 本コンソーシアムに、本コンソーシアムの事業計画の企画・立案及び運営に関する重要な事項を審議するため運営会議を置く。

2 運営会議は、役員及び会長が会員のうちから指名した者をもって構成する。

3 運営会議は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 会長が必要と認めた場合は、運営会議に部会を設置することができる。部会の構成員や及び運営に関する事項は、別に定める。

(会議の実施方法)

第11条 運営会議及び部会は、本コンソーシアムの目的に沿って原則としてWebなどを活用するなど、DXにより迅速かつ効果的な運用を図るものとする。

(守秘義務)

第12条 会員は、本コンソーシアムの活動に関連して他の会員より開示若しくは提供を受け、又は知り得た技術上若しくは営業上の一切の情報について、相手先の事前の同意がない限り、これを第三者に漏洩開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

(1) 情報開示又は提供の時点で既に公知となっているもの

- (2) 情報開示又は提供の時点後に相手先が公開又は相手先の同意の下に第三者が公開したもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を有することなく入手したもの

(コンソーシアムの終了)

第 13 条 本コンソーシアムの目的がすべて達成され、本コンソーシアムとして活動の必要性がなくなつたと運営会議が判断した場合には、本コンソーシアムを終了するものとする。

(事務局)

第 14 条 本コンソーシアムの事務局は、代表機関である広島大学に置く。

2 事務局の運営支援は、広島大学学術・社会連携室学術・社会連携部企画グループにおいて行う。

(運営経費)

第 15 条 本コンソーシアムの運営経費は、会員からの会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 運営経費は、事務局が適切な会計処理により出納管理する。

(会計年度)

第 16 条 本コンソーシアムの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(雑則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、会員に付随する権利及び会費納入方法等、本コンソーシアムの運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 3 年 10 月 22 日から施行する。

2 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和 4 年 3 月 31 日までの会費は、無料とする。